



石巻市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定

石巻市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携事項」という。）を推進し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる連携事項について取り組むものとする。

- (1) 地産地消と市産品の販路拡大に関すること。
- (2) 市政情報と観光情報の発信に関すること。
- (3) 食育と健康増進に関すること。
- (4) 環境保全とリサイクルに関すること。
- (5) 地域や暮らしの安全・安心に関すること。
- (6) 子どもと青少年の育成に関すること。
- (7) 高齢者と障がい者の支援に関すること。
- (8) 地域防災と災害対策に関すること。
- (9) 地域WAONカードの活用に関すること。
- (10) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む。）は定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細については、双方が合意の上、決定するものとする。

3 乙は、本条に定める連携事項の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからの特段の申出がないときは、有効期間満了日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

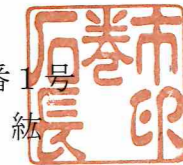
（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月14日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市長 亀山 紘



乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役社長 吉田 昭夫

